

公告第 359 号

次のとおり制限付一般競争入札を執行する。

平成 30 年 9 月 25 日

郡山市長 品 川 萬 里

第 1 制限付一般競争入札に付する事項

委託業務名	郡山市除去土壌等搬出作業等業務委託 (H30-公共その 17)
履行場所	郡山市待池台一丁目 外 地内 (西部第二体育館 外)
委託業務概要	除去土壌等掘削・袋詰め・運搬・ピット復元・仮設工 外
履行期限	平成 31 年 3 月 29 日まで
参加形態	単体 (中小企業団体を除く。) 又は除染業務共同企業体の混合
支払条件	前払金 有り 中間前払金 無し 部分払 無し

※ 1 本委託業務は、地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。) 第 167 条の 10 第 2 項の規定に基づき、最低制限価格を設定する。

※ 2 「中小企業団体」とは、中小企業団体の組織に関する法律 (昭和 32 年法律第 185 号) 第 3 条第 1 項に規定するものをいう。 (以下「中小企業団体」という。)

第 2 入札執行の場所及び日時

1 場所 郡山市総合福祉センター 5 階 集会室

2 日時 平成 30 年 10 月 25 日 (木) 午後 2 時 00 分

※ 郵便及び電報による入札は認めないので、当該場所及び日時に集合すること。

第3 入札に参加する者の参加形態に応じて必要な資格

本委託業務の入札に参加する者の参加形態に応じて必要な資格はそれぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 単体（中小企業団体を除く。）

所在地区分	郡山市内に本店を有する者であること。
企業の実績等	平成 26 年度以降に、元請（共同企業体の場合は、代表構成員に限る。）として、公共機関からの 1 件当たりの受注金額が 5,000 万円以上の工事又は郡山市発注の業務の受注実績があること。 なお、複数年度にわたって受注した場合は、1 件とみなす。
その他	本委託業務の入札に参加する除染業務共同企業体の構成員ではないこと。

- ※1 「平成 26 年度以降」とは、平成 26 年 4 月 1 日から入札参加申請書の提出期限までの間をいう。
- ※2 「公共機関」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号。実績当時のもの。）で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合又は土地改良区をいう。
- ※3 「受注金額」については、変更契約があった場合は最終の変更契約の金額とし、共同企業体の場合は出資割合に相当する金額とする。
- ※4 「受注実績」については、完了検査（検査により修補が必要となった場合は、修補完了後の検査）を終えているものに限る。
- ※5 企業の実績等における郡山市発注の「業務」の受注実績は、放射性物質による汚染に係る除染（除去土壌等の搬出作業を含む。）の実績に限る。

(2) 除染業務共同企業体

所在地区分	代表構成員及びその他の構成員が、郡山市内に本店を有する者であること。
構成員の数	2者又は3者であること。
結成方法	自主結成であること。
各構成員の出資割合	2者の場合は、各者30%以上であること。 3者の場合は、各者20%以上であること。 代表構成員の出資割合が、構成員のうち最大であること。
企業の実績等	平成26年度以降に、代表構成員にあつては元請（共同企業体の場合は、代表構成員に限る。）として、1件当たり3,000万円以上、その他の構成員にあつては1件当たり2,000万円以上の公共機関からの工事又は郡山市発注の業務の受注実績があり、かつ、その受注実績に係る受注金額（1構成員当たり1件に限る。）の合計が5,000万円以上であること。 なお、複数年度にわたって受注した場合は、1件とみなす。
構成員の資格要件	次に掲げる条件を満たしている者であること。 構成員が本業務委託の入札に参加する他の除染業務共同企業体の構成員でないこと。

※1 「平成26年度以降」とは、平成26年4月1日から入札参加申請書の提出期限までをいう。

※2 「公共機関」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。実績当時のもの。）で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合又は土地改良区をいう。

※3 「受注金額」については、変更契約があつた場合は最終の変更契約の金額とし、共同企業体の場合は出資割合に相当する金額とする。

※4 「受注実績」については、完了検査（検査により修補が必要となつた場合は、修補完了後の検査）を終えているものに限る。

※5 企業の実績等における郡山市発注の「業務」の受注実績は、放射性物質による汚染に係る除染（除去土壌等の搬出作業を含む。）の実績に限る。

第4 入札に参加する者に共通して必要な資格

本委託業務の入札に参加する者（第2項から第8項にあっては、除染業務共同企業体のその他の構成員を含む。）に共通して必要な資格は、次の各項に掲げるとおりとする。

- 1 本業務において、次に掲げる要件を全て満たす責任者（以下「配置予定業務責任者」という。）を配置することができる者であること。
 - (1) 当該委託業務において、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有し、4,000万円以上の下請契約を締結して業務を履行する場合は、土木又はとび・土工・コンクリート工事の監理技術者資格者証の交付を受けていること。
 - (2) 申請書の提出日において、3か月以上前から申請者との雇用関係が継続していること。
- ※1 本委託業務については、許可業種の区分に関係なく、営業所専任技術者を現場に責任者等として配置することができない。
- ※2 配置予定業務責任者は、完了検査の日（検査により修補が必要となった場合は、修補完了後の再検査の日）まで正当な理由なしに変更することができない。
- ※3 配置予定業務責任者が申請書の提出日において特定できない場合は、配置可能な責任者を2名まで申請することができる。ただし、落札者となった場合は、契約書の提出日において配置予定業務責任者を特定して申請するものとする。
- 2 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成23年厚生労働省令第152号）及び除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止ガイドラインに基づく作業指揮者を配置でき、労働者を必要数確保できる者であること。
- 3 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 4 平成29・30年度の土木一式工事又はとび・土工・コンクリート工事について、郡山市工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（平成13年4月24日制定）に基づく認定を受け、工事等指名競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。
- 5 郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成13年4月24日制定）、郡山市物品調達契約に係る指名停止等措置要綱（平成20年12月1日制定）及び郡山市建築物等維持管理業務委託契約に係る指名停止等措置要綱（平成20年12月1日制定）（以下「指名停止要綱」と総称する。）のいずれかに基づく指名停止期間中の者（入札日までに指名停止基準に該当することとなった者を含む。）でないこと。
- 6 土木一式工事又はとび・土工・コンクリート工事について建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づく建設業の許可を有する者であること。ただし、当該委託業務において、4,000万円以上の下請契約を締結して業務を履行する場合は、特定建設業の許可を有する者であること。なお、同法の規定に基づく営業の停止期間中の者でないこと。また、建設業法第27条の23に規定する経営事項審査の有効期限が切れていない経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を有する者であること。
- 7 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- 8 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。

第5 設計図書等の閲覧

- 1 入札参加を希望する者（入札参加資格を有しないことが明らかである者を除く。以下「入札参加希望者」という。）は、本委託業務に係る設計図面及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）を次のとおり閲覧することができる。
 - (1) 期 間 平成30年9月25日（火）から平成30年10月15日（月）まで（郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）
 - (2) 時 間 午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (3) 場 所 生活環境部原子力災害総合対策課（郡山市役所本庁舎北2号棟1階）
- 2 入札参加希望者は、閲覧期間内において、生活環境部原子力災害総合対策課長の承諾を得て、設計図書等の貸出しを受け、これを複写することができる。

第6 入札参加の申込み

- 1 入札参加希望者は、設計図書等の内容を確認した後、本公告中第3及び第4に掲げる資格基準について、入札参加申請書及び入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を提出し、当該委託業務に係る入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。（申請書等は市ウェブサイトからダウンロードすること。）
- 2 申請書等の受付
 - (1) 期 間 平成30年9月25日（火）から平成30年10月15日（月）まで（市の休日を除く。）
 - (2) 時 間 午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (3) 場 所 生活環境部原子力災害総合対策課において行う。（郵送等の取扱いは行わない。）
- 3 入札参加資格の有無の確認は、前項に定める申請書等の提出期限をもって行い、その結果を入札参加希望者に入札執行前までに通知する。

第7 設計図書等に対する質疑応答

- 1 設計図書等に対する質問がある場合は、設計図書等質問書を平成30年9月25日（火）から平成30年10月5日（金）（午前8時30分から午後5時15分まで（市の休日及び正午から午後1時までを除く。））までに生活環境部原子力災害総合対策課に持参により提出するものとする。（郵送等の取扱いは行わない。）
- 2 質問に対する回答は、平成30年10月10日（水）までに質問者に回答するとともに、設計図書等回答書の写しを生活環境部原子力災害総合対策課において閲覧に供するものとする。

第8 入札保証金

免除する。

なお、落札者が契約を締結しない場合（本公告第13の2に掲げる要件により契約を締結しない場合を除く。）は、納付しないこととした入札保証金（入札金額の5%）と同額の金額を市が指定する期日までに市に納付すること。

第9 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

第 10 入札の中止等

本委託業務に関し、公正な入札の執行が妨げられると認められるときは、入札を中止若しくは延期し、又は入札方法について変更することがある。

第 11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 本委託業務の開札日と同日に郡山市が行った除去土壌等搬出作業等業務委託の制限付一般競争入札の開札（次号及び第 3 号において「開札」という。）において、さきに落札者となった者のした入札
- (2) 開札において、さきに落札者となった単体の者が、除染業務共同企業体の構成員としてした入札
- (3) 開札において、さきに落札者となった除染業務共同企業体の構成員の者が、単体又は他の除染業務共同企業体の構成員としてした入札
- (4) この公告に示した入札参加者に必要な資格の無い者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札

第 12 落札者の決定等

- 1 落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者とする。ただし、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。
- 2 入札回数は、2 回を限度とする。ただし、再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により随意契約とすることがある。（見積書の提出は 2 回を限度とする。）

第 13 契約締結及び契約書の作成

- 1 落札者の決定後、速やかに行われなければならない。
- 2 落札決定から契約締結までの間に、落札者が、次の要件のいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
 - (1) 本公告中第 3 又は第 4 に掲げる要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けたとき。（指名停止基準に該当することとなったときを含む。）
 - (3) 契約の履行が困難であると認められる事由が生じたとき。
- 3 前項の規定により契約を締結しなかった場合には、市は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。
- 4 契約保証金は、郡山市契約規則（昭和 40 年郡山市規則第 49 号。以下「規則」という。）による。

第 14 入札に関する注意事項

- 1 入札書及び委任状には、委託業務名及び履行場所を記載すること。
- 2 代理人が入札を行う場合で、委任状の提出がない場合は、入札に参加することはできない。
- 3 初度の入札に際しては、入札書記載金額の根拠となる委託費内訳書を提出しなければならない。委託費内訳書の提出がない場合は、入札に参加できないものとする。
- 4 その他必要な事項は、規則によるほか、郡山市工事等入札参加者心得の例による。

第 15 その他

その他不明な点については、生活環境部原子力災害総合対策課（電話：024-924-4731）まで問い合わせること。